



介護保険が始まるよ ①

急速な高齢化の進展に伴い、寝たきりや痴呆の高齢者の急増が見込まれています。また、介護に要する期間の長期化・介護する家族の高齢化が進み、家族では十分な対応が困難となってきています。

「介護保険制度」は、老後の最大の不安といわれている介護を社会全体で支えていこうということを目的につくられました。

今月からシリーズで「介護保険制度の概要」について紹介していきます。

介護保険制度のしくみ

介護保険を運営するのは、市町村(保険者)が行います。国や県は、財政や事務などの面で市町村を援助します。

①介護保険には、だれが加入することになりますか？

(被保険者はだれか?)

- ▶第1号被保険者 (65歳以上)
- ▶第2号被保険者 (40~64歳)

②介護保険料の算定および徴収方法は？

算定：所得に応じた保険料となります。
 徴収：第1号被保険者(原則として年金から天引き)
 第2号被保険者(医療保険から一括徴収)

③サービスが受けられるのは、どのような場合ですか？

(要支援・要介護状態と認められる必要があります)

④介護サービスを受けるための手続きは？

(要介護認定の申請を行います)

⑤どのようなサービスが受けられますか？

(在宅サービスと施設サービスがあります)

⑥ケアプランとは、どういうものですか？

(介護サービスの具体的な計画のことです)

次回から①~⑥について、詳しく説明していきます。

※また、要介護認定の申請の受付については、10月号の広報でお知らせします。

※お問い合わせは、保健課高齢者介護保険係
 (☎880-6556) まで

モンゴル国ウランバートル市第23番
 外国語学校日本語コース講師 小路 芭 (高知県香野市出身)

このようにお互いの違いを理解し合えたことは何よりもうれしいことでした。偏見や差別は、しばしば自分たちとは異なるものに出会った時に起こっています。香長中学校の人権・同和教育が確かな歩みを続けている成果だと思います。今後とも実際の生活のなかで、相手の個性や違いを認め、お互いを高め合う体験をどんどん行っていけば、いじめなどもなくなるでしょう。真の国際人が育っていくことだと思います。

最後になりましたが、来年度もまた、南国市へモンゴルから留学生を派遣できればと願っています。どうかよろしくお願いたします。



地域振興券

9月30日までに使用を

南国市地域振興券の使用期限は、9月30日(休)までとなっています。この期限を過ぎると無効となりますので、まだ使用されていない人は期限内に使用してください。

なお、交付対象と思われる人には、3月に申請書を送付していますが、申請手続きをしていない人は、早急に申請書をして交付を受けてください。

※お問い合わせは、企画課企画調整係
 (☎880-6553) まで

人権・障害者計画 など

人権・主人公は私たちひとりひとり ⑨ 同和教育シリーズ

モンゴルからの手紙 香長中学校での生活から

香長中学校の皆さん、その後お元気で過ごしてはいかがでしょうか。貴校での1カ月余りの留学生生活は、ノミン、マンダフの二人にとって忘れられない体験になりました。

さて、モンゴルでは10年ほど前、急激な社会変化があり、基本的人権の尊重が憲法に取り入れられるようになりました。その際、義務教育も10年制となりました。しかし、残念なことですが、地方では必ずしも実現していませんし、都市部でもさまざまな事情で学校に行くことのできない子どもがいます。教育は、これからのモンゴルを担う世代を育てる大切なものであり、人権のなかでも最も重要なものと考えていますが、これからの大きな課題です。

2人は高知に来て、日本ではほとんどの人権が義務教育を終了していること、学校の施設や設備が整っていることなどを知り、大変驚くとともに羨ましく思ったそうです。それから、香長中学校の皆さんに感謝しなければならぬことがあります。

モンゴル人と日本人は外見はよく似ていますが、言葉や文化習慣など全く違います。日本へ来るまでは、そのことを皆さんが十分理解してくれ、2人とも同じ中学生として受け入れてくれるかどうか心配していました。例えば、ピアスの問題です。日本では中学生のピアスは校則で禁止されていますね。モンゴルでは、女性は小さいころからピアスをしています。これは飾りではなく、日本のお守りと同じ意味を持つ大切なものです。このことを説明したら、皆さんはよくわかってくれました。

また、日常生活でも外国人だからと特別扱いにするのではなく、同じ中学生として普段友だちと接するように生活してくれたいことは大変よかったです。本当にありがとうございます。



ミニシリーズも今回を重ねて6回目になりましたが、今回をもってシリーズを終了させていただきます。計画が策定された時点で、改めて広報紙上でご紹介いたします。

今回は8月7日、8日の2日間、南国市で開催された第18回全国言語障害児をもつ親の会全国大会の様子をお知らせします。

この大会は2年に1度、言葉や聞こえの問題や障害のある子どもをもつ親や言語、聴覚障害に関わる教育・保健・福祉に携わる人たちが一堂に会し協議研さんを深めます。今回は、四国大会in高知と称して四国4県の親の会が合同で開催し、全国各地から約500人が参加して開かれました。

全国言語障害児を持つ親の会は昭和39年に結成されましたが、高知県では昭和40年に須崎市の一市民が中心になり行政に「言語障害矯正教室」の設置を要請する活動を興したことからスタートしました。以来34年の歳月が経過しまし

南国市障害者計画策定に向けて ⑥

だが、その間の関係者の努力が実り現在では県内5市で取り組みが行われています。

また、国・県においても関連制度の充実と尽力し、国は障害者の特性に対する専門分野の向上を図るべく「言語聴覚士法」を制定して専門家の育成や資質の向上を目指し、県は療育相談業務の充実を図るために「療育福祉センター」を開設しました。

南国市では親の会としての組織的な活動は行われていませんが、今後の障害児(者)対策を考えるときにこの会の活動は大きな力を与えてくれると思います。

私たちも南国市の障害者計画策定に当たり組織はもとより一人ひとりの思いを大事にして取り組んでいきたいと思っています。

誰もが平等に生きていける社会を実現するために、南国市の障害者計画がそのための「さきがけ」になるように、その思いを市民の皆さんと共有することで、よりよい社会が実現することを確信して本シリーズを終了します。